

人事院公示第 1 0 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 3 8 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 5 年 3 月 3 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務 一・一の二 (略) 一の三 指令に基づき、 <u>国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 6 0 条の 2 第 2 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 1 号）附則第 7 条第 1 項に規定する暫定再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 3 条第 2 項に規定</u>	2 委任する権限及び所掌事務 一・一の二 (略) 一の三 指令に基づき、 <u>一般職の職員の給与に関する法律第 8 条の 2 に規定する再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 0 9 号）第 2 3 条第 2 項に規定する任期付短時間勤務職員についての職務の級の定数を定めること。</u>

する任期付短時間勤務職員についての職務の級の定数を定めること。

一の四～七 (略)

八 人事院規則 9—30 (特殊勤務手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(26) (略)

(27) 第 23 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所について定めること。

(27の2) 第 23 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、人事院が定めることとされている空港出張所について定めること。

(27の3) 第 23 条第 2 項の表の規定に基づき、人事院が定めることとされている空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所について定めること。

(28)～(36) (略)

一の四～七 (略)

八 人事院規則 9—30 (特殊勤務手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(26) (略)

(27) 第 23 条第 1 項第 3 号、第 5 号若しくは第 6 号又は第 2 項の表の規定に基づき、人事院が定めることとされている空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所について定めること。

(新設)

(新設)

(28)～(36) (略)

(37) 第28条の2第1項第4号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び事情について定めること。

(38) (略)

(39) 第28条の2第2項第2号又は第4号の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。

(40)～(52) (略)

九～十九 (略)

二十 人事院規則9—123(本府省業務調整手当)に規定する次に掲げる事項

(1) 第2条第26号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。

(2) 第3条第1号、第4号イ若しくはハ、第6号、第7号ロ、第8号、第9号又は第10号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。

(37) 第28条の2第1項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員及び事情について定めること。

(38) (略)

(39) 第28条の2第2項第2号又は第3号の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。

(40)～(52) (略)

九～十九 (略)

二十 人事院規則9—123(本府省業務調整手当)に規定する次に掲げる事項

(1) 第2条第25号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職について定めること。

(2) 第3条第1号、第4号ロ、第6号、第7号ロ、第8号、第9号、第10号イ又は第15号イからニまでの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。

(3) (略)	(3) (略)
<u>(4) 第3条第15号イからニまでの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。</u>	(新設)
<u>(5)・(6)</u> (略)	<u>(4)・(5)</u> (略)
二十一～二十四 (略)	二十一～二十四 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和5年4月1日から効力を発生する。